

奈良県消費生活相談員（非常勤嘱託職員） 募集のお知らせ

奈良県では、現在、消費生活相談員（非常勤嘱託職員）の募集を行っています。
募集の詳細は、募集要項のとおりです。

記

奈良県消費生活相談員募集要綱

- 1、採用職種 消費生活相談員（非常勤嘱託職員）
- 2、職務内容 主に消費生活に関する相談及び苦情の受付、処理並びに啓発業務
- 3、採用予定人員 2名
- 4、応募資格
応募に際しては、次の条件（1）～（5）の全てを満たすことが必要です。
 - （1）心身ともに健康であり、誠実に職務を遂行できる。
 - （2）パソコンの基本的な操作（インターネット、電子メール、エクセル、ワード、パワーポイント等）が可能で、資料作成等の事務手続きを行える。
 - （3）地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない。
 - （4）次のいずれかの資格を有する者
 - ・消費生活相談員（国家資格）
 - ・独立行政法人 国民生活センターが認定した消費生活専門相談員
 - ・一般財団法人 日本産業協会が認定した消費生活アドバイザー
 - ・一般財団法人 日本消費者協会が認定した消費生活コンサルタント
 - （5）平成30年4月1日現在、63歳未満であること。
- 5、勤務場所
奈良県消費生活センター
(〒630-8122 奈良市三条本町8-1シルキア奈良2階)
- 6、勤務条件
 - （1）任用 地方公務員法第3条第3項第3号による嘱託員
 - （2）任用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日（更新の可能性あり）
 - （3）勤務日数 週3日（月曜日から金曜日までのうち、奈良県消費生活センター所長があらかじめ指定する日。原則 土・日曜日及び祝日の勤務はなし。）
 - （4）勤務時間 8時30分～17時15分（休憩時間1時間を含む）
 - （5）給与等 報酬 日額11,350円
通勤報償費 36,000円を限度に、勤務した日が10日以上で支給
 - （6）旅費 行政職4級相当額を常勤職員の例により支給
 - （7）社会保険等 社会保険（健康保険、厚生年金）、労災保険及び雇用保険の適用あり
 - （8）有給休暇 労働基準法による勤務年数に応じた日数

7、選考方法

- (1) 書類審査及び面接による審査
- (2) 面接

ア、日時 平成30年 2月19日(月)・20日(火)の予定
(詳細は事前に連絡)

イ、場所 奈良県消費生活センター
(〒630-8122 奈良市三条本町8-1シルキア奈良2階)

当日、欠席された場合は、応募を辞退されたものとみなしますのでご注意ください。

8、選考結果

選考結果については、応募者全員に郵送で通知します。

9、申込手続

次の書類を下記申込先へ提出して下さい。

- (1) 履歴書 市販の用紙(A4判又はA3判・二つ折り)を使用し、最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること
- (2) 資格認定証書の写し
- (3) 小論文 次の主題に沿った内容のもので、主題・氏名を除き800~1000字とします。

主題：「消費生活相談員に求められる資質と自己分析」

(1)~(3)を同封し、封筒表面に「相談員申込書在中」と朱書きの上、申し込み期間内に申し込み先に『郵送』又は『持参』のこと。

提出書類については返却しません。また、提出いただいた個人情報については、本採用業務以外の目的に使用することはありません。

10、申込期間

平成30年 2月 8日(木) 午後5時必着
(郵送の場合は、期限までに必ず到着するようにして下さい)

11、申込先・問合せ先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1シルキア奈良2階
奈良県消費生活センター 松下
電話 0742-32-0621
(平日 午前9時~午後5時 土・日を除く)